

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

農林水産省 経営局 農地政策課
林野庁 企画課

項目名	農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予等における営農困難時貸付け等の拡充		
税目	贈与税、相続税		
要望の内容	<p><制度の概要></p> <p>農地等についての贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受ける受贈者又は農業相続人（以下「受贈者等」という。）が、納税猶予の適用を受ける農地等（以下「特例農地等」という。）について自ら営農することが困難な状態となった場合や、山林についての相続税の納税猶予の適用を受ける林業経営相続人が、納税猶予の適用を受ける山林（以下「特例山林」という。）について自ら林業経営を行うことが困難となった場合において、特例農地等について貸付け（以下「営農困難時貸付け」という。）や特例山林について林業経営相続人の推定相続人への経営委託（以下「経営困難時委託」という。）を行い、税務署にその旨の届出書を提出した場合、納税猶予が継続する。</p> <p><要望の内容></p> <p>受贈者等が営農困難時貸付けを行うことができる事由及び林業経営相続人が経営困難時委託を行うことができる事由に「介護医療院への入所」を追加する。</p>		
		平年度の減収見込額	▲18.8百万円
		（制度自体の減収額）	（▲47,000百万円）
		（改正増減収額）	（－百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>＜農地＞ 農地集積・集約化と農地の確保</p> <p>＜山林＞ 森林の有する多面的機能の発揮 林業の持続的かつ健全な発展</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>農地の贈与税・相続税の納税猶予制度及び山林の相続税の納税猶予制度は、受贈者等が長期にわたり自ら営農を継続することや、林業経営相続人が長期にわたり自ら林業経営を継続することを前提としているが、疾病等の故障により途中で営農や林業経営を継続できなくなる事態が想定される。</p> <p>その場合に納税猶予を打ち切るとは必ずしも農地の有効利用や森林施業の集約化等に繋がらないことから、平成 21 年度税制改正において農地の営農困難時貸付けを、平成 29 年税制改正において山林の経営困難時委託を特例として創設。</p> <p>平成 25 年に告示を制定し、営農困難時貸付けの適用を受けることができる事由に一定の故障（障害・事由）を追加するとともに、平成 29 年度に山林でも経営困難時委託の適用を受けることができる事由に関する告示を制定。</p> <p>平成 30 年に創設された「介護医療院」は、これら告示に規定していた事由の一つである「介護療養型医療施設（への入所）」の移行施設であり、介護療養型医療施設病床の約 75%が介護医療院病床に移行していることから、納税猶予制度を適切に運用するためにも、告示改正を行い、「介護医療院への入所」を規定することが必要。</p>	
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性
	政策の達成目標	<p>優良農地の確保と有効利用 森林施業の集約化等</p>

	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置																																									
	同上の期間中の達成目標	(農地) 営農が困難な障害の状態となった受贈者等の負担軽減を図るとともに、その保有する特例農地等の有効利用を図る。 (山林) 経営が困難な障害の状態となった林業経営相続人の負担軽減を図るとともに、その保有する特例山林の施業の集約化等を図る。																																									
	政策目標の達成状況	—																																									
有効性	要望の措置の適用見込み	(農地) (単位：人、㎡、千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和7年末</th> <th colspan="2">令和8年末</th> </tr> <tr> <th>贈与税</th> <th>相続税</th> <th>贈与税</th> <th>相続税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象人数</td> <td>13</td> <td>1,358</td> <td>13</td> <td>1,358</td> </tr> <tr> <td>適用人数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>適用面積</td> <td>2,300</td> <td>1,000</td> <td>2,300</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>590</td> <td>7,635</td> <td>590</td> <td>7,635</td> </tr> </tbody> </table> (山林) (単位：人、件、千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和7年末</th> <th>令和8年末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用範囲</td> <td>146</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>減税額</td> <td>10,633</td> <td>10,633</td> </tr> </tbody> </table>		令和7年末		令和8年末		贈与税	相続税	贈与税	相続税	対象人数	13	1,358	13	1,358	適用人数	1	1	1	1	適用面積	2,300	1,000	2,300	1,000	減収額	590	7,635	590	7,635		令和7年末	令和8年末	適用範囲	146	146	適用件数	1	1	減税額	10,633	10,633
		令和7年末		令和8年末																																							
贈与税		相続税	贈与税	相続税																																							
対象人数	13	1,358	13	1,358																																							
適用人数	1	1	1	1																																							
適用面積	2,300	1,000	2,300	1,000																																							
減収額	590	7,635	590	7,635																																							
	令和7年末	令和8年末																																									
適用範囲	146	146																																									
適用件数	1	1																																									
減税額	10,633	10,633																																									
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	障害等のため、営農が困難となった受贈者等の保有する特例農地等について貸付けを行った場合や、林業経営相続人の保有する特例山林について推定相続人に経営委託を行った場合においても、贈与税又は相続税の納税猶予が継続されることによって、受贈者等及び林業経営相続人の負担軽減並びに農地等の有効利用や森林施業の集約化等が図られる。																																									
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—																																									
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																																									
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																																									

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本措置は、農地の有効利用の確保や、森林施業の集約化等に資するものであり、法令・告示に規定された障害等の基準を満たす場合に限り適用されるものであり、政策目的を達成する手段としての的確であり、かつ、必要最小限の措置であるといえる。</p> <p>なお、本措置は、税制特例が打ち切りとなる場合の例外措置として講じられるものであり、税制以外に、比較が可能となる政策の手段は存在しないところ。</p> <p>また、本措置については、障害等となった者に対する救済措置として、適用数のいかに関わらず存置することが必要。</p>																																																									
<p style="writing-mode: vertical-rl;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>(農地)</p> <p style="text-align: right;">(単位：人、㎡、千円)</p> <table border="1" data-bbox="603 651 1437 875"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和2年末</th> <th colspan="2">令和3年末</th> <th colspan="2">令和4年末</th> </tr> <tr> <th>贈与税</th> <th>相続税</th> <th>贈与税</th> <th>相続税</th> <th>贈与税</th> <th>相続税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象人数</td> <td>9</td> <td>1,363</td> <td>17</td> <td>1,375</td> <td>14</td> <td>1,337</td> </tr> <tr> <td>適用人数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>適用面積</td> <td>3,800</td> <td>2,500</td> <td>0</td> <td>600</td> <td>3,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>442</td> <td>17,451</td> <td>0</td> <td>4,275</td> <td>739</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(山林)</p> <p style="text-align: right;">(単位：人、件、千円)</p> <table border="1" data-bbox="608 1010 1426 1167"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用範囲</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>減税額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年末		令和3年末		令和4年末		贈与税	相続税	贈与税	相続税	贈与税	相続税	対象人数	9	1,363	17	1,375	14	1,337	適用人数	1	2	0	1	1	0	適用面積	3,800	2,500	0	600	3,000	0	減収額	442	17,451	0	4,275	739	0		R2年度	R3年度	R4年度	適用範囲	1	1	1	適用件数	0	0	0	減税額	0	0	0	
		令和2年末		令和3年末		令和4年末																																																						
		贈与税	相続税	贈与税	相続税	贈与税	相続税																																																					
	対象人数	9	1,363	17	1,375	14	1,337																																																					
適用人数	1	2	0	1	1	0																																																						
適用面積	3,800	2,500	0	600	3,000	0																																																						
減収額	442	17,451	0	4,275	739	0																																																						
	R2年度	R3年度	R4年度																																																									
適用範囲	1	1	1																																																									
適用件数	0	0	0																																																									
減税額	0	0	0																																																									
<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>																																																											
<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>(農地)</p> <p>令和4年末において、障害等のため営農が困難となった受贈者1名の保有する農地3,000㎡について貸付けが行われ、農地の有効利用が図られた。</p> <p>(山林)</p> <p>現時点では適用がなされてはいないが、適用された場合には、林業経営相続人の負担軽減並びに森林施業の集約化等が図られるものと考えられる。</p>																																																											
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>																																																											
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>																																																											

<p>これまでの 要望経緯</p>	<p>平成 12 年度 借換特例を措置。</p> <p>平成 17 年度 猶予期限の確定事由に「耕作の放棄」の追加等。</p> <p>平成 21 年度 農地制度の改正趣旨を踏まえ、相続税の納税猶予制度について、市街化区域外に限り特定貸付けの特例を創設 贈与税及び相続税の納税猶予について、営農困難時貸付けの特例等を措置</p> <p>平成 24 年度 農地集積を加速化等するため、贈与税の納税猶予制度について特定貸付けの特例を創設 山林における納税猶予制度の創設</p> <p>平成 25 年度 営農困難時貸付けの適用を受けることができる事由に一定の故障（障害・事由）を追加</p> <p>平成 29 年度 山林における納税猶予について、経営困難時に推定相続人に経営委託できる特例等を措置</p>
-----------------------	--